軽微な変更リスト

■軽微な設計変更に該当するのは，次に掲げるもの以外のものです。
・構造，工法，位置，断面等の変更で重要なもの
・新工種に係るもの又は単価若しくは一式工事費の変更が予定されるもので，それぞれの変更見込金額又はこれらの変更見込金額の合計額が請負代金額の２０％を超えるもの
■変更理由は，監督指示書に記載する。

変更内容	増減	金額	協議日	指示書
（例）階段室床仕上げ材　塗り床から塩ビシートへ変更	減	-150,000	10月20日	済

変更内容	増減	金額	協議日	指示書